

◎がん登録等の推進に関する法律案新旧対照表

○高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国立がん研究センターの業務の範囲）</p> <p>第十三条 国立がん研究センターは、第三条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。</p> <p>二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。</p> <p>三 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。</p> <p>四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。</p> <p>五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 国立がん研究センターは、前項の業務のほか、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第 号）の規定に基づき、<u>全</u>国がん登録の実施に関する事務を行う。</p> <p>（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）</p> <p>第二十四条 厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生し</p>	<p>（国立がん研究センターの業務の範囲）</p> <p>第十三条 国立がん研究センターは、第三条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。</p> <p>二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。</p> <p>三 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。</p> <p>四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。</p> <p>五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>〔新設〕</p> <p>（緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求）</p> <p>第二十四条 厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生し</p>

ようとしている事態又は国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に関して、公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、国立高度専門医療研究センターに対し、第十三条第一項第一号若しくは第二号、第十四条第一号若しくは第二号、第十五条第一号から第三号まで、第十六条第一号若しくは第二号、第十七条第一号若しくは第二号又は第十八条第一号から第三号までの業務のうち必要な業務の実施を求めることができる。

2
〔略〕

ようとしている事態又は国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に関して、公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、国立高度専門医療研究センターに対し、第十三条第一号若しくは第二号、第十四条第一号若しくは第二号、第十五条第一号から第三号まで、第十六条第一号若しくは第二号、第十七条第一号若しくは第二号又は第十八条第一号から第三号までの業務のうち必要な業務の実施を求めることができる。

2
〔略〕

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>			
法律	事務	法律	事務
〔略〕	〔略〕	〔新設〕	〔新設〕
<p>がん登録等の 推進に関する 法律（平成二 十五年法律第 号）</p>	<p>第六條（第三項及び第四項を除く。）、第七條、 第八條第一項、第十條第二項（第十三條第二項 において準用する場合を含む。）及び第十一條 の規定により都道府県又は市町村が処理する こととされている事務</p>		

改正案	現行
<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならぬ。</p> <p>一～三十四の二 [略]</p> <p>三十四の三 独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター又は独立行政法人国立長寿医療研究センターが高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第十三条第一項第一号、第十四条第一号、第十五条第一号若しくは第三号、第十六条第一号若しくは第三号、第十七条第一号又は第十八条第一号若しくは第二号に掲げる業務の用に供する施設</p> <p>三十五 [略]</p>	<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならぬ。</p> <p>一～三十四の二 [略]</p> <p>三十四の三 独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター又は独立行政法人国立長寿医療研究センターが高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第十三条第一号、第十四条第一号、第十五条第一号若しくは第三号、第十六条第一号若しくは第三号、第十七条第一号又は第十八条第一号若しくは第二号に掲げる業務の用に供する施設</p> <p>三十五 [略]</p>